

京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金（クリーニング所分）交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関等の負担を軽減するため、各施設に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

（定義）

第2条 この要領において「クリーニング所」とは、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行う施設を除く。）をいう。

（交付対象事業等）

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（交付決定等）

第5条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金について規則第6条に規定する交付決定及び規則第14条に規定する額の確定を同時に行うものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

（交付金の経理等）

第7条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象者	基準額
令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、京都府内でクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）を営業する者	京都府内に所在するクリーニング所1施設当たり50,000円